

NPO等地域活動団体助成に関する「よくある質問」

2024年2月15日現在

項番	質問	回答
1	助成の種類について、最初からB部門での申請は可能でしょうか。必ず、A部門を経なければならないのでしょうか。	必ずA部門を経なければならないことはありません。条件を満たせばB部門から応募は可能です。なお、C部門も同様の考え方です。
2	団体の役員や職員が講師となる場合の謝金は対象になりますか。	募集要項で、「外部に依頼した～」としており、役員や職員が講師となる場合は、対象外です。ただし、会員や寄付者、ボランティアなどが講師となる場合は対象とします。また、今年度より「利益相反取引」を禁止するため「応募団体の役職員が経営または従事している他団体への業務委託費用、または当該団体からの物品・資材の購入費用等」も、対象外とすることとし、募集要項に明記しました。
3	選考基準5項目、すべて該当しないと採択は難しいでしょうか。	選考基準5項目すべてが採点の対象となり、その採点合計をもとに選考を行います。
4	選考基準の「就労機会創出可能性」ですが、ボランティアは就労機会とはいえませんか。	すぐに就労につながらずともボランティアとして関わったことで、働く意欲の向上や生きがいなど就労につながる可能性がある旨を申請書に記入して、採択された事例があります。
5	伴走支援とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。	各種セミナーや講座の実施、選考委員等による中間時期における「現地視察」によるアドバイス、及び「パートナー登録・紹介制度」の利用などです。助成団体の事業が成功するための各種支援制度です。
6	今現在、新潟県労働金庫の団体名義の通帳はありません。応募締切日までに作っておかないといけませんか。	いいえ。採択結果が通知された後、交付式（6月下旬）までに作っていただきます。
7	「物品・資材購入費」を5点購入する予定で、1点毎は10万円に満たないが合計すると10万円を超える場合は、見積書の添付は必要ないですか。	原則は必要ありません。ただし、選考の過程で、選考委員会が積算根拠を確認するために、10万円以下であっても見積書の追加提出を求める場合があります。その場合は、速やかに提出ができるように準備しておくことをお勧めします。
8	実施したい研修会の講師（または専門家）が申請時にすでに決められません。講師（または専門家）は採択後の決定でもいいのでしょうか。	申請時に決まっていることが理想ですが、決まっていない場合でも応募は可能です。また、採択後に、当財団が行っている「パートナー登録・紹介制度」から講師（または専門家）を選ぶことも可能です。
9	2022年度に採択いただき、2023年度は事情により応募しませんでした。募集要項で「途中隔年があっても、計2回の申請は可能とします」となっているため、1年の間があくことは応募ができるということでしょうか。	応募は可能です。例えば、次のような応募の考え方です。2022年A部門で採択（1年目）→2023年応募しなかった→2024年A部門で応募し、採択（2年目）→2025年以降は、A部門での応募はできなくなりますが、B部門または、C部門での応募は2年間可能です。また、「同一事業の連続助成」と明記しているとおりに、同一団体が数年後に、社会課題にそった別の事業を展開することになった場合、新たな事業としてA部門から応募することは可能です。
10	B部門、C部門は財政規模200万円以上でないと応募できないのでしょうか。	2024年度からB部門、C部門の要件を改正し、財政規模200万円より少ない団体であっても応募できることとしました。
11	B部門、C部門は必ず専従者がいなければ応募できないのでしょうか。	2024年度から、B部門、C部門の要件を改正し、専従者でなくとも平日日中に連絡がとれる職員がいれば応募できることとしました。